

印西市全天候型こどもの遊び場
指定管理者募集要項

令和8年8月

印西市健康子ども部子育て支援課

目次

【施設の目的及び指定管理者制度の導入について】	3
1 施設の概要	4
2 指定管理者が行う業務.....	4
3 指定の期間	4
4 管理経費に関する事項.....	4
5 リスク分担	5
6 申請の資格	5
7 スケジュール（予定）	6
8 申請の方法	7
9 審査及び選定について	12
10 協定に関すること.....	15
11 モニタリング.....	16
12 指定の取り消し等.....	17
13 その他	17
14 問い合わせ先.....	18

【施設の目的及び指定管理者制度の導入について】

印西市全天候型こどもの遊び場（以下「本施設」という。）は、印西市と包括連携協定を締結しているイオンモール株式会社がイオンモール千葉ニュータウン（以下「イオンモール」という。）（千葉県印西市中央北三丁目 2 番地）内に施設を整備し、印西市の行政施設として位置づけ、こどもが天候に左右されず、安心、安全に多様な遊びや学び、交流ができ、心身の健やかな成長を促すことができる環境を確保するとともに、子育ての負担軽減と子育て環境の向上を図ることを目的とした施設です。

印西市においては、効果的かつ効率的な管理運営による市民サービスの向上と経費の縮減等を図るため、すでに複数箇所の子育て支援に関する施設において指定管理者制度を導入しており、また、市として取り組まなければならない事業（施設整備等）と民間に任せられる事業（管理運営等）を役割分担し、運営体制を強化するとともに、民間事業者の柔軟な発想を活かした事業や運営のノウハウを活用するなど、民間の活力を取り入れることで、子育て環境の質の向上を図ることを目的として、今後も指定管理者制度を積極的に導入する予定としております。

今回の指定管理者の募集は、本施設について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び印西市こどもの遊び場の設置及び管理に関する条例（令和 8 年条例第 19 号）（以下「印西市こどもの遊び場設置管理条例」という。）第 13 条の規定に基づき、行うものです。

なお、印西市こどもの遊び場設置管理条例及び同条例施行規則（令和 8 年規則第 43 号）の改正により印西市全天候型こどもの遊び場指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）及び印西市全天候型こどもの遊び場指定管理開始前準備業務仕様書（以下「準備業務仕様書」という。）と異なることとなった場合は、協議の上でこれらに沿うように仕様を変更することになりますので、ご了承ください。

1 施設の概要

- (1) 名 称 印西市全天候型こどもの遊び場
- (2) 所 在 地 印西市中央北三丁目 2 番地
(イオンモール CS 棟 2 階フロアの一部テナント)
- (3) 施 設 構 造 鉄骨造、地上 3 階建、CS 棟 2 階の一部
テナント等概要 延床面積 1,278.17 m² : アクティブゾーン 1,050.38 m²
クラフトゾーン 227.79 m²
- 開設年月(予定) 令和 9 年 4 月 1 日
※令和 9 年 3 月上旬テナント引渡し予定
- (4) 施 設 内 容 アクティブゾーン、クラフトゾーンを一体的に管理
- (5) 施 設 図 資料 1「図面及びイメージ図」参照

2 指定管理者が行う業務

印西市こどもの遊び場設置管理条例第 6 条に規定する以下の業務（ただし、詳細については仕様書及び準備業務仕様書に定めるとおりとします）。

- (1) 本施設の施設予約、使用の許可に関すること。
- (2) 本施設の利用料金の徴収に関すること。
- (3) 本施設の維持管理に関すること。
- (4) こどもと保護者等が安心して過ごせる場を提供すること。

3 指定の期間

指定期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 3 年間とします。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

4 管理経費に関する事項

利用料金制度を導入するため、「施設の管理運営に要する経費から利用料金等収入見込み額を差し引いた額」を、毎年の予算の範囲内において指定管理者に毎月指定管理料として年 12 回支払います。

また、市が支払う指定管理料の金額及び支払方法については、指定管理者と市との間で締結する協定書において定めます。

- (1) 指定管理料

指定期間において、現在、市が想定している指定管理料の上限額は、次の

とおりとします。

市の想定額を下回る提案を行った応募団体が指定管理者となった場合は、その提案額をもって市が支払う指定管理料の額とします。

なお、指定管理者の管理責任において生じた指定管理料の不足等に対し、市からの補てん等の措置は行いません。

指定管理料（上限額） 49,742 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

指定期間

（令和 9 年度 20,620 千円）

（令和 10 年度 14,280 千円）

（令和 11 年度 14,842 千円）

（2）指定管理料に含まれる経費

市が支払う指定管理料の経費等につきましては、資料 2「経費負担区分表」を参照してください。

（3）利用料金の提案について

利用料金の提案については、本施設の設置目的、市民の利用のしやすさ、利用者負担の公平性及び持続可能な運営を考慮して提案すること。

※本施設は、印西市と白井市とのまちづくりに関する連携協定に基づく共同利用施設であることから、印西市民と白井市民の利用料金の設定は同等に扱うこと。

5 リスク分担

管理業務の遂行に伴い発生するリスクの分担については、仕様書 別紙 4「リスク分担表」を参照してください。

6 申請の資格

申請できるものは法人又はその他の団体（法人格は必ず必要ではありませんが、個人での申請はできません。）とし、次の各号に全て該当するものとします。また、複数の法人又はその他の団体により構成する共同事業体での申請も可能としますが、同一の法人又はその他の団体が複数の共同事業体に参加することはできません。

なお、共同事業体の場合、申請の資格（7）については共同事業体の構成員のいずれか 1 者が要件を満たしていれば申請することが可能です。

（1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者。

（2）申請時において、印西市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成 27 年告示第 69 号）に基づく指名停止を受けていない者。

- (3) 電子交換所による取引停止処分を受けた場合は 2 年を経過している者、本申請に基づく審査時前 6 カ月以内に手形・小切手の不渡りをしていない者及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用申請をした者については、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用申請をした者については、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がされている者。
- (4) 印西市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 19 年告示第 95 号）別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しない者。
- (5) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、本市から、2 年以内に指定の取消しを受けていない者。
- (6) 納税義務のある税を滞納していない者。
- (7) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受けている者。
- (8) その他、市長が必要と認める事項

7 スケジュール（予定）

1) 募集要項配布	令和 8 年 8 月 3 日(月)～令和 8 年 8 月 17 日(月)
2) 募集に関する質問の受付	令和 8 年 8 月 18 日(火)～令和 8 年 8 月 21 日(金) 正午まで（必着）
3) 募集に関する質問の回答	令和 8 年 8 月 31 日(月)予定
4) 申請書類等受付	令和 8 年 9 月 1 日(火)～令和 8 年 9 月 11 日(金) 正午まで（必着）
5) 書類審査	令和 8 年 10 月
6) 指定管理者選定委員会 （面接審査）の開催 ※書類審査通過者のみ	令和 8 年 10 月（後日お知らせします）
7) 指定管理者候補者選定の結 果の通知	令和 8 年 11 月（後日お知らせします）
8) 指定管理者指定の議決	令和 8 年 12 月
9) 指定管理者の指定通知	令和 8 年 12 月
10) 協定の締結、準備期間	令和 9 年 1 月～令和 9 年 3 月

11) 業務開始	令和 9 年 4 月 1 日(木)
----------	-------------------

8 申請の方法

(1) 募集要項の配布

募集要項は、以下の期間及び方法で配布します。

1) 配布期間	令和 8 年 8 月 3 日(月)～令和 8 年 8 月 17 日(月)
2) 配布方法	①印西市ホームページからダウンロード

(2) 募集に関する質問の受付及び回答

募集要項や仕様書に関する質問は、以下のとおり受け付けます。

1) 期間	令和 8 年 8 月 18 日(火)～令和 8 年 8 月 21 日(金) 正午まで(必着)
2) 方法	「14. 問い合わせ先」に電子メールにより送付してください。 ※不着等防止のため、質問提出後に電話連絡を必須とします。 ※イオンモールに関する質問であっても、本件に関する質問は必ず「14. 問い合わせ先」へ送付してください。
3) 回答	令和 8 年 8 月 31 日(月)まで(予定)に、市ホームページに掲載します。なお、受付期間以外に提出された場合、指定の方法によらない場合又は明らかに参加資格を満たさないと認められる場合は、質問には回答しません。
4) その他	質問は電子メールによって行うものとし、質問書は日本産業規格 A4 サイズ、横書き、任意様式とします。 日程については、必要に応じて変更または追加する場合があります。確定前の回答については、内容を差替える場合がありますので、確定後の回答を必ず確認してください。回答内容については、競争条件及び協定内容に含むこととします。 なお、質問が無かった場合もその旨を示すので必ず確認すること。

(3) 提出書類

指定管理者の指定を受けようとする団体は、次の書類を提出してください。

- ① 印西市全天候型こどもの遊び場指定管理者指定申請書(別記第 1 号様式)

② 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の指定期間内における管理運営に関する提案書

- 1) 事業計画書（別記第 2 号様式）
- 2) 事業実施計画書（別記第 3 号様式）
- 3) 事業実施予算書（別記第 4 号様式）
- 4) 管理運営に関する収支予算書（別記第 5 号様式）

※申請者において、募集要項で定めた事業計画書及び収支予算書の要件を満たす書類を作成した場合は、これをもって当該様式に代えることができます。

③ 事業者に関する書類（写しの場合は原本証明をすること）

- 1) 定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書（全部事項証明書）
（法人以外の団体にあつては、会則等）
- 2) 前事業年度及び前々事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録（利益処分に関する書類及び財産目録は株主資本等変動計算書等で代用可能）
- 3) 市税滞納有無調査承諾書（別記第 6 号様式）
- 4) 納税証明書（国税及び都道府県税について未納がないことの証明）
 - ・ 国税…税務署発行の国税に未納がないことの証明（納税証明書「その 3 の 3」）
 - ・ 都道府県税…事業者の本拠地の存する都道府県の納税証明書（事業者の本拠地が千葉県の場合は「完納証明書」）
- 5) 身元証明書（法人は代表取締役、法人以外の団体にあつてはその代表者のもの）
※市区町村長が発行する破産宣告の通知をうけていないことなどを証明する書類
- 6) 労働保険料納付証明書
（直近年度分の労働局が発行する「労働保険料納付証明書」または直近 1 年分の保険料の領収書の写し等）
- 7) 社会保険料納入証明書
（直近年度分の歳入徴収官（厚生労働省年金局事業管理課長）が発行する「社会保険料納入証明書」または直近 1 年分の保険料の領収書の写し等）
- 8) ISOを取得している者は、登録書の写し
- 9) 誓約書（別記第 7 号様式）

（申請者が募集要項に示す資格の全ての要件を満たし、かつ、提出書類の内容について事実と相違がないことや欠格事項に該当しないことなどを誓約する書類）

10) その他市長が必要と認める書類

- ①適格請求書発行事業者の証明として「登録通知書」の写しまたは登録番号の掲示。(1～9の提出書類に登録番号が記載されている場合は省略可)

※共同事業体の場合、各事業者別に上記書類を提出するとともに、共同連帯して施行することを目的とする協定書及び委任状

※法人格を持たない団体や、決算期を迎えていない団体等の応募に際しては、各団体等の実情に応じて、市と協議の上、一部の書類をそれに替わる書類とする又は省略することができるものとします。

※証明書類は、証明年月日が申請書提出時の3カ月以内のもので、それぞれ発行官公署で定めた様式によるものを使用すること。なお、複写機による写しでも差し支えありません。証明書独自に有効期限があるものについては、この限りではありません。

(4) 提出部数等

- ① 紙面 6部 (正:担当課1部・副:事業者返却2部 資産経営課3部)

(4)の申請書類等の順に、糊づけ製本せずに、ファイル等に適宜綴り、通しページ番号を記入してください。ファイルの表紙及び背表紙には、「印西市全天候型こどもの遊び場指定管理者指定申請書」及び「申請団体名」を表示すること。((7)その他 図1参照)

- ② 電子データ (CD-ROM 等) 1枚

提出書類毎の PDF ファイルを収めてください。

ファイル名は「P. 印西市全天候型こどもの遊び場_提出書類名」としてください。

(5) 受付期間

令和8年9月1日(火)～9月11日(金)正午まで(必着)

(6) 提出方法

- ① 郵送

〒270-1396 千葉県印西市大森 2364-2

印西市健康子ども部子育て支援課子ども政策係

- ② 窓口へ持参

印西市健康子ども部子育て支援課子ども政策係窓口

(印西市役所 別館1階)

(受付時間 平日午前9時00分から午後4時30分まで)

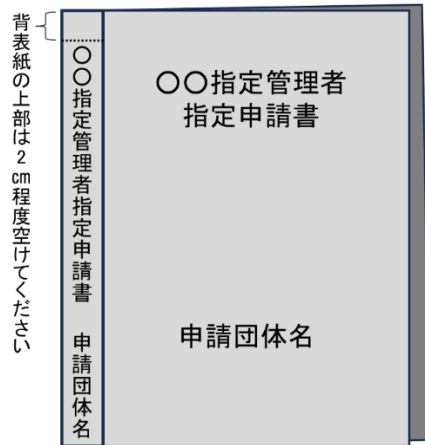
※9/11は正午まで。

(7) その他

- ・提出場所へ持参、郵送又は信書便によるものとします。ただし、郵送または信書便による場合は締切日必着とし、不慮の事故による紛失または遅延については考慮しません。ファックス及び電子メールによる提出は受け付けしません。
- ・提出書類等の修正及び変更は、提出期間内に限り認めます。なお、提出期限後の修正及び変更は一切認めません。
- ・市が必要と認める場合、追加書類の提出を求める場合があります。
- ・申請に要する経費等は、全額を申請者の負担とします。
- ・申請書類等は返却できません。
- ・申請書類は、第三者から開示の請求または申し出があった場合、関係法令に基づき不開示部分を除き開示します。
- ・提出された申請書類等の著作権は作成団体に帰属します。ただし、市は必要に応じ、申請書類等の一部又は全部を使用又は複写できるものとします。

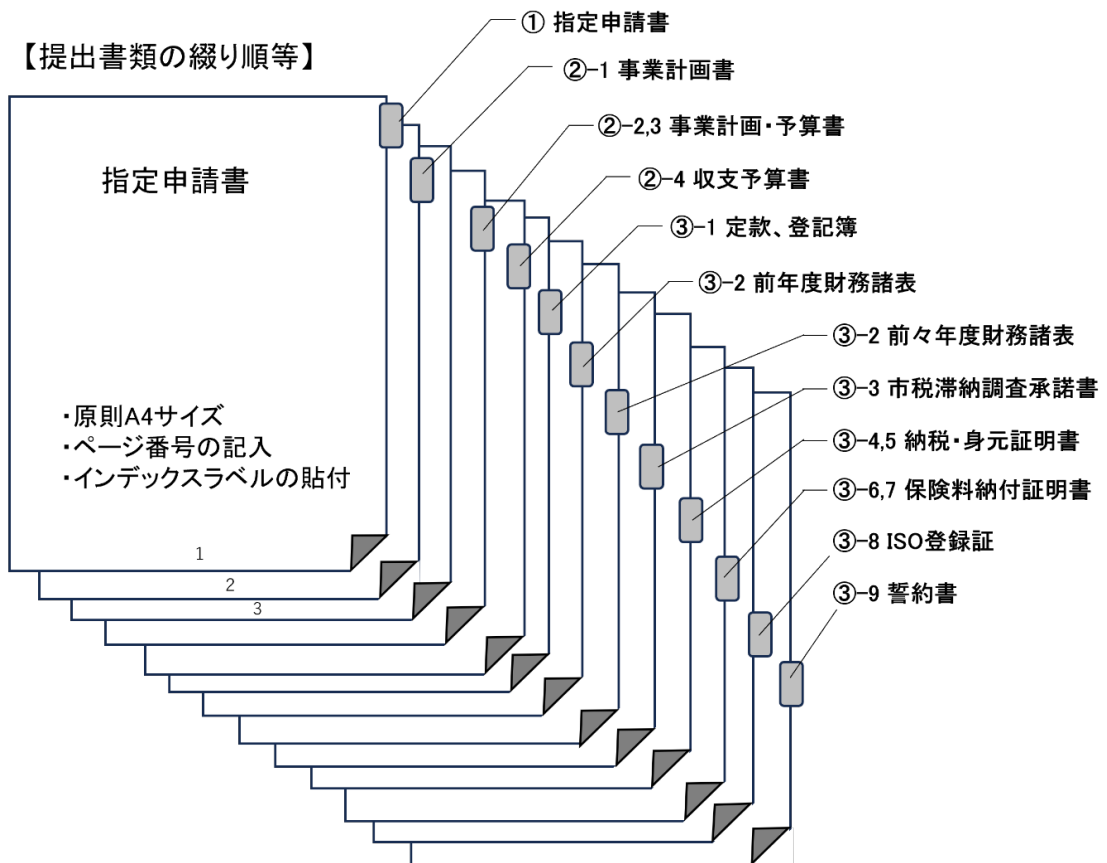
図 1

【提出書類を綴るファイル】



インデックスラベル(例)

【提出書類の綴り順等】



9 審査及び選定について

(1) 評価の基準

No.	審査基準	審査項目			
1	基本項目	1 基本要件を満たしていること。			
		・申請資格を満たしているか。			
		・提出書類に虚偽の記載がないか。			
		・指定管理料の上限を超えていないか。			
		・審査の公平性を害する行為はないか。			
2	審査基準	審査項目	得点		
			A	B	C
	施設の公共性の確保 (25 点)	2 市民の利用意識等に配慮した公共性の高いものであること。			
		・当該施設の設置目的を理解した提案となっているか。	5	3	1
		・障がいのあるこどもなど配慮が必要な方への対応の体制がとられているか。	5	3	1
		・こどもの発達段階に応じた方針を持っているか	5	3	1
		・利用料金が本施設の設置目的や利用促進を促す提案となっているか。	10	5	1
3	施設の有効利用及び経費の節減 (50 点)	3 事業計画の内容が当該施設の効果を最大限に発揮するものであること。			
		・施設を活かした特色のある提案となっているか。	5	3	1

		・利用者の増加が見込める効果的な提案がされているか。	5	3	1		
		4 利用者に対するサービス向上が見込まれること。					
		・事前予約の導入や電子決済サービス等、利用者にとって利用しやすく、利便性が向上する提案がされているか。	5	3	1		
		・利用者の意見・要望等を集め、運営に反映させる提案がされているか。	5	3	1		
		・収益に対する利用者への還元が提案されているか。	5	3	1		
		5 価格評価					
		・価格評価点	15	12	9	6	3
		6 経費の積算が適切であること。					
		・収支計画の根拠（積算）が明確で、適切な提案となっているか。	5	3	1		
		・経費節減が図られた提案となっているか。	5	3	1		
4	管理運営の安定性 (40 点)	7 当該施設を安定して管理するための経営規模を有していること。					
		・財政状況が適当であると認められるか。	5	3	1		
		8 事業者の実施体制が十分であると認められること。					
		・事業計画に沿った事業展開のための適切な人員配置が認められるか。	5	3			
		・職員の資質及び能力向上を図る取り組みが提案されているか。	5	3	1		

		9 安全管理、危機管理体制が十分なこと。			
		・施設の特性に配慮した、日常の事故防止等の安全対策は十分であると認められるか。	5	3	1
		・防犯及び災害対策など危機管理体制は十分であると認められるか。	5	3	1
		・事故や災害発生時の対応は適切であると認められるか。	5	3	1
		・個人情報保護するための対策が十分であると認められるか。	5	3	1
		10 利用者対応が適切なこと。			
		・トラブルや苦情への対策が十分であると認められるか。	5	3	1
5	その他施設 の特殊事情 等によるもの (15点)	11 クラフトゾーンの管理において、こどもの創造力や論理力を育むノウハウを有していること。			
		・こどもの創造力や論理力等を育むイベントやプログラムの提案がされているか。	5	3	1
		・こどもが自発的に試行錯誤しながら取り組む環境の提案がされているか。	5	3	1
		・申請者の実績や専門性を活用した提案がなされているか。	5	3	1

(2) 失格事項

応募者が次に該当する場合は失格とする。

ア 申請資格を満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 見積額が指定管理料の上限額を超えている場合

エ 審査の公平性を害する行為があった場合

オ 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく審議に反する行為等、委員会が失格に該当すると判断した場合

(3) 選定方法

指定管理者選定委員会において、申請書類による審査及び当該審査通過者に企画提案（プロポーザル）審査（面接審査）を実施します。企画提案審査は、採点基準を作成し行うものとし、価格評価を除く審査項目の合計点数の 60%以上の者のうち、申請者が単数の場合は、その者を、申請者が複数の場合は、その者のうち最高得点者を指定管理者候補者として決定します。

なお、最高得点を得た事業者が 2 者以上となった場合には審査項目のうち配点が高く設定されている重要項目の平均で最高得点を得た事業者を指定管理者候補者として決定します。重要項目の平均においても同点の場合には、提案価格が最も低い事業者を指定管理者候補者として決定します。

企画提案審査は令和 8 年 10 月に実施する予定です。日程や場所については後日ご連絡いたします。企画提案審査についての出席者は 3 名以内とし、企画提案書等の内容に関する説明を 20 分、質疑応答を 15 分で行い、準備時間 5 分を含めて全体で約 40 分を予定しています。

(4) 企画提案審査の注意事項について

- ・審査の際は、提出された企画提案書に基づいて説明をお願いします。
- ・パソコン等の電子機器を利用する場合は、事前に連絡してください。なお、プロジェクター及びスクリーンは本市で用意し、パソコン等のその他の機器は申請者が持参してください。また、プレゼンテーションは企画提案書により実施し、原則資料の追加や差し替えは認めません。

(5) 指定管理者候補者選定の結果

選定の結果は全ての申請者へ文書で通知するとともに、各申請者の審査結果の概要及び指定管理者候補者名等を市ホームページで公開します。

10 協定に関すること

(1) 指定管理者の指定

令和 8 年第 4 回印西市議会定例会に上程し、議会の議決後、指定管理者へ文書で通知します。

なお、市議会が議決しなかった場合又は否決した場合においても、申請者が本指定管理業務を実施するために支出した費用（準備行為を含む。）、提供したノウハウの対価等については、一切補償しませんのでご了承ください。

(2) 協定の締結

指定管理者の指定を受けた団体は、申請書類等に記載された提案内容を基に細目協議を行った上、本施設の管理及び運営に関する協定を締結します。

協定の主な内容は、次のとおりです。

ア 基本協定

- ・総則（趣旨、指定期間等）
- ・業務の範囲に関する事
- ・業務の実施に関する事
- ・備品等の扱いに関する事
- ・事業報告に関する事
- ・指定管理料（年度の上限度）及び利用料金等に関する事
- ・損害賠償及び不可抗力に関する事
- ・指定の取消に関する事
- ・指定の終了に関する事
- ・その他

イ 年度協定

- ・年度協定の目的
- ・業務内容の確認
- ・指定管理料等

※協定書の締結にあたっては、その内容により印紙の貼付が必要になる場合があります。印紙の要否については、国税であるため税務署に確認していただきますようお願いいたします。

11 モニタリング

指定管理者は、随時、利用者等の意見や要望を把握し、運営に反映させるよう努めるとともに、利用者アンケートなどを実施するものとします。

また、市は、指定管理者の業務の遂行状況を確認するため、必要と認めたときに現地調査を行うものとし、指定管理者は市の調査に協力するものとします。

毎年度終了後に、市は指定管理者評価シートを作成し、その結果を市ホームページ等で公表します。

（1）業務の履行状況の確認

① 事業及び業務の履行状況

- ・基本的事項（開館時間、休館日）
- ・利用許可状況（申請管理、受付体制）
- ・施設の利用状況（利用者数、稼働率等）
- ・事業の実施状況（開催内容、参加者実績等）
- ・実施体制（職員配置、緊急時対応、保険加入、苦情対応、個人情報管理等）

② 施設の維持管理状況

- ・清掃管理、設備管理、環境衛生管理、保安警備、廃棄物処理業務
- ・備品管理・購入状況

（2）サービスの質に関する評価

① 基本的事項（接客態度、個人情報管理、広報物の内容等）

- ② 利用者の満足度（事業実施状況の円滑さ、苦情対応等）
- (3) サービス提供の継続性、安定性に関する評価
 - ① 施設運営、事業収支の状況（収入状況、支出状況等）
 - ② 指定管理者の経営状況（監査報告、貸借対照表、損益計算書等）

12 指定の取り消し等

印西市こどもの遊び場設置管理条例の規定により、次に該当する場合は指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。なお、この場合において指定管理者に損害が生じて、市はその賠償の責めを負いません。

- (1) 本施設の管理の適正を期するために市が指定管理者に対して行う指示に従わないとき。
- (2) その他指定管理者の責めに帰すべき理由により管理を継続することができないとき。その他、指定の取り消し及び管理業務の停止に伴う指定管理料の返還や違約金に関する事項等については、協定により定めます。

13 その他

(1) 事前準備

指定期間開始の日から直ちに管理運営事務を円滑に遂行できるよう準備するものとし、協定締結以降の準備行為については、「準備業務仕様書」を参照すること。

ただし、市議会が議決しなかった場合又は否決した場合においては、市はその経費を補償しないものとします。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取り消しをすることができるものとします。

その場合市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとし、指定管理者は、指定の取り消し及び管理業務の停止を命じられた場合には、指定管理料の返還及び違約金として指定管理料総額の10分の1に相当する額を市が指定する期間までに支払うものとします。

また、次の指定管理者が円滑に管理運営業務を遂行できるよう、十分な引継ぎを行うものとします。

イ 不可抗力等の場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、業務継続の可否について協議するものとします。

協議が整わないときには、それぞれ、事前に文書で通知することにより協定を解除できるものとします。なお、次の指定管理者が円滑に管理運営業務を遂行できるよう、十分な引継ぎを行うものとします。

ウ 指定期間終了後の引継ぎ

指定管理者は、指定期間が終了するとき又は指定が取り消されたときは、速やかに原状回復するとともに次の指定管理者が円滑に管理運営業務を遂行できるよう、十分な引継ぎを行うものとし、その引継ぎに要する経費はそれぞれの指定管理者が負担するものとします。また、市議会が議決しなかった場合又は否決した場合も、市はその経費を補償しないものとします。

特に、次期指定管理者の指定期間の施設の利用予約にかかる引継ぎに関しては、遺漏がないよう十分注意することとします。なお、利用者の個人情報に次期指定管理者へ提供する必要がある場合は、個人情報の保護に関する法令その他関係規程を遵守し、必要に応じて利用者本人の同意を得るなど適切な措置を講じた上で、円滑な事務引継ぎに努めるものとします。

エ 指定管理者の指定に関して

指定管理者候補者を指定管理者として指定する前に、指定管理者候補者が申請資格を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、協定を締結しない又は解除し、指定管理者の指定を行わないことがあります。

オ 指定管理者の資格喪失時の対応

指定管理者の指定後に、指定管理者が申請資格を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

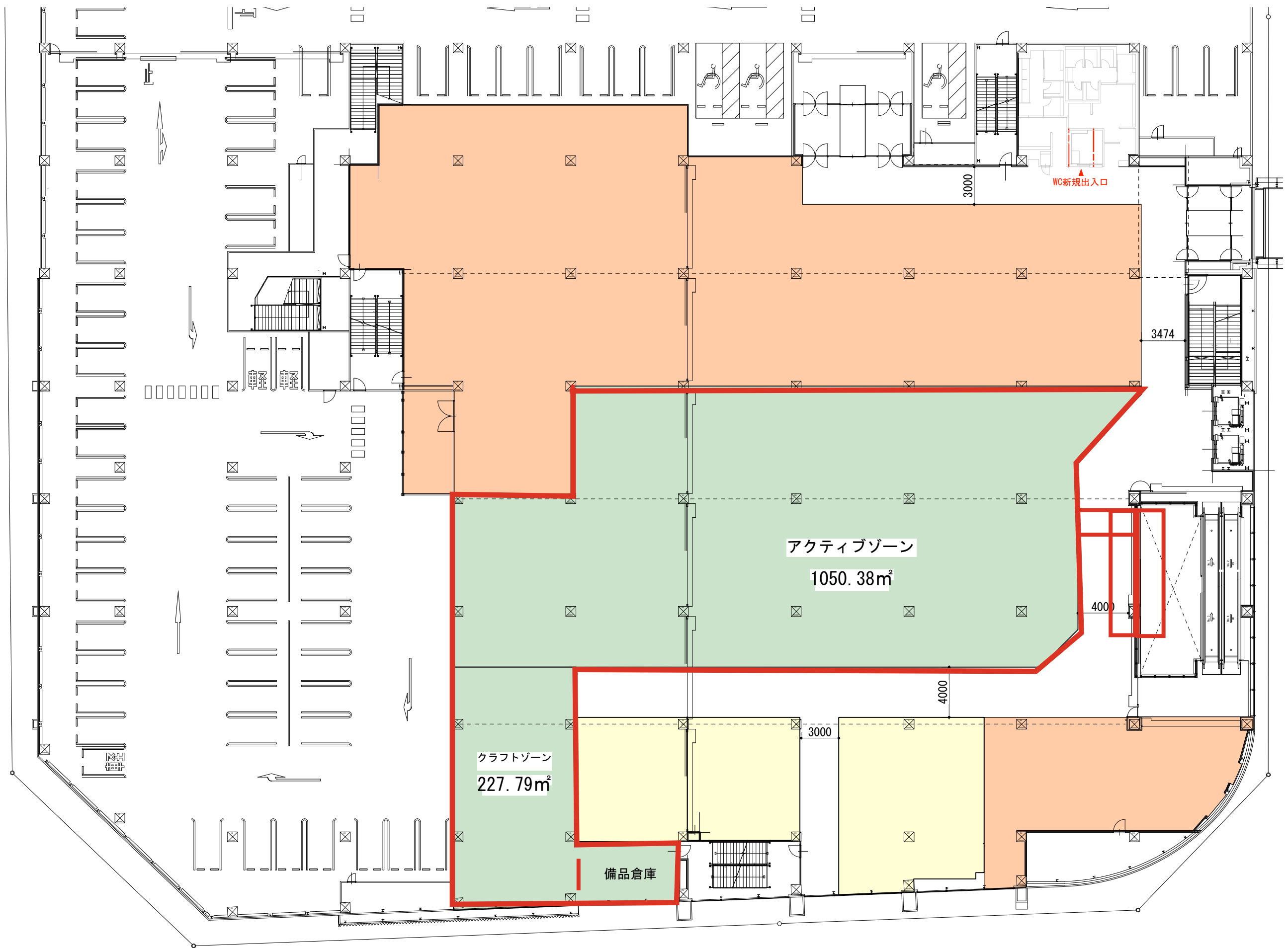
14 問い合わせ先

印西市健康子ども部子育て支援課子ども政策係

〒270-1396 印西市大森 2364-2

電話：0476-33-7580（直通）

E-mail: kosodateka@city.inzai.chiba.jp



資料1 図面及びイメージ図

赤字太枠部分が管理するテナント範囲になります。



アクティブゾーン
全体図 1



アクティブゾーン
全体図 2



アクティブゾーン
全体図 3



アクティブゾーン
全体図 4



みどりのおかぼうけんエリア
児童6～12歳



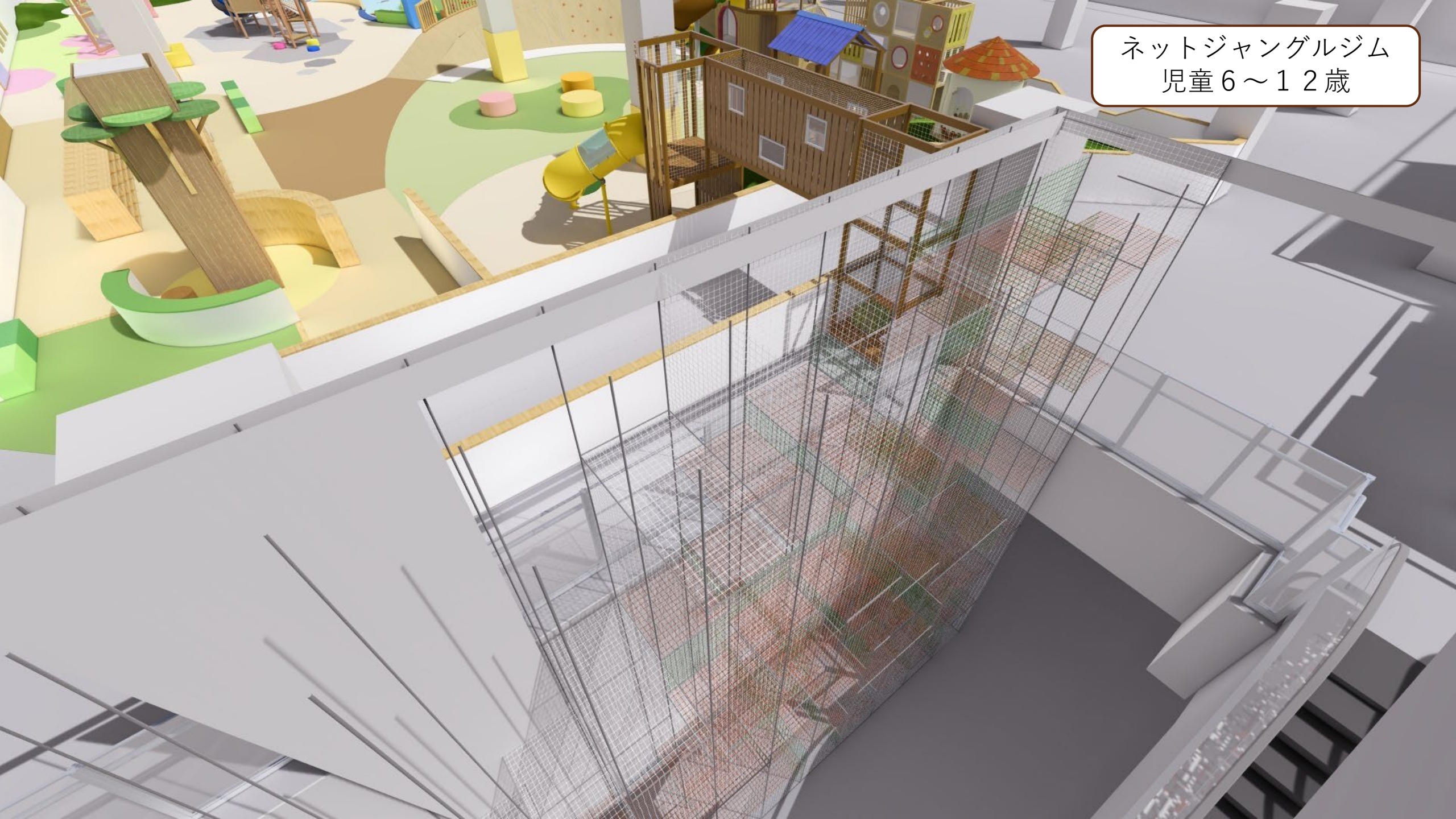
みどりのおかぼうけんエリア
児童 6 ～ 12 歳



みどりのおかぼうけんエリア
児童6～12歳



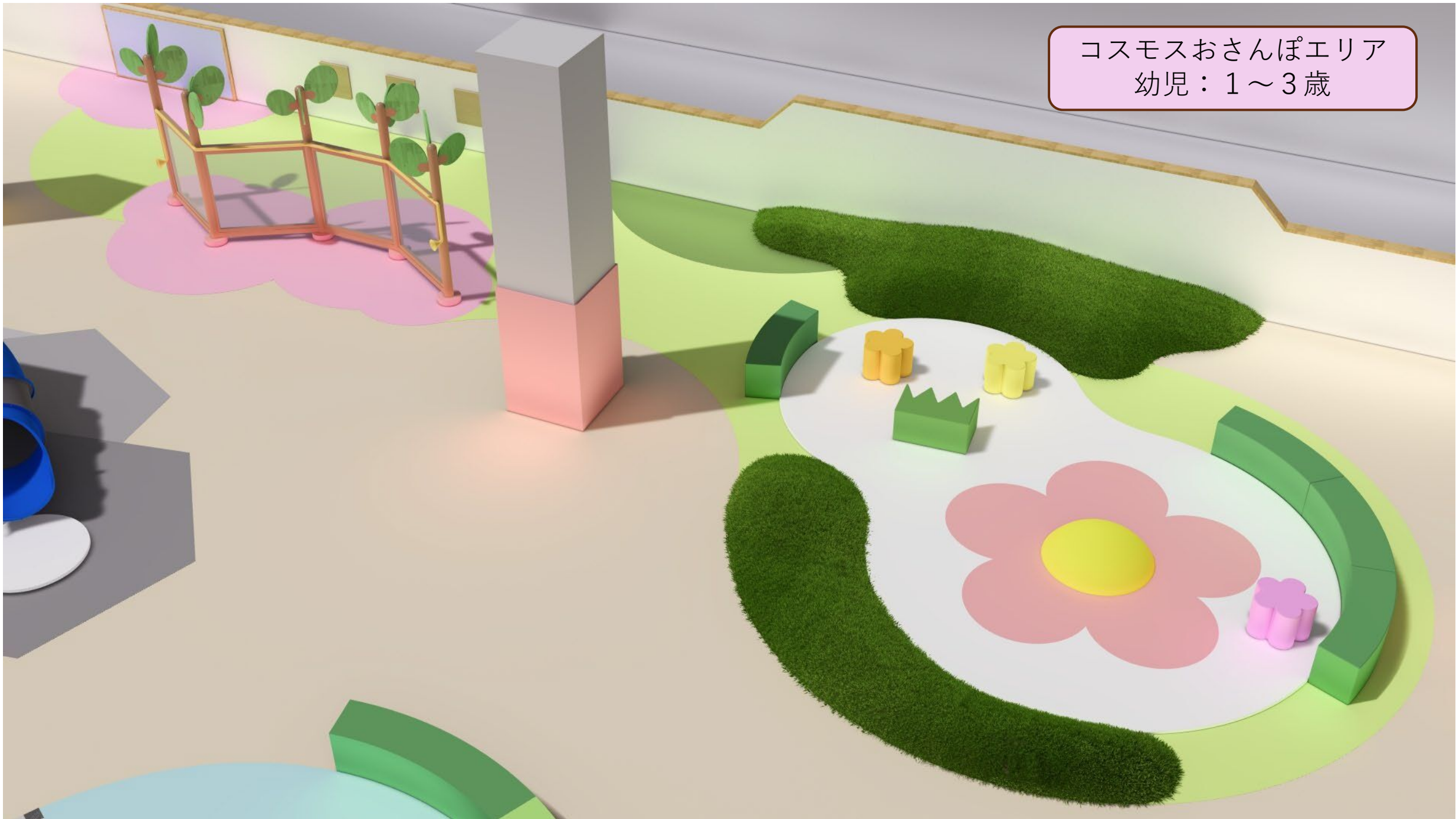
ネットジャングルジム
児童 6 ～ 12 歳



はっけんのみずべエリア
幼児：3～6歳



コスモスおさんぽエリア
幼児：1～3歳



しずけさのさとやまエリア
全年齢対象



しずけさのさとやまエリア
全年齢対象



クラフトゾーン
素材棚・クラフトスペース



クラフトゾーン
奥（水使用可能エリア）



資料2 「経費負担区分表」

段階	経費項目		分担		
			イオンモール	市	指定管理者 (指定管理料)
施設共通	人件費		-	-	○
	施設管理費 (広告宣伝費、指定事業費、日常点検・保守・清掃、定期清掃委託(年4回程度)、各種使用料及び手数料等)		-	-	○
	備品、消耗品等	単価10万円以上(税込)	-	○	-
		単価10万円未満(税込)	-	-	○
	事務費 (通信費、消耗品等)		-	-	○
	事業費 (事業消耗品、保険料等)		-	-	○
	減免対象者の負担費用(条例に基づく)		-	-	○
	一般管理費		-	-	○
	イオンモール入店に伴う経費	ホルムアルデヒド測定 (50㎡につき約7,700円(税込))	-	-	○
		消火器設置(3本) (1本8,800円(税込))	-	-	○
		売上報告関連備品一式 (ロール紙/通帳/入金両替カード/ クリアケース/つり銭バック) (一式 9,900円(税込))	-	-	○
		従業員証発行費(7ﾌﾟﾘ) (1名 550円(税込))	-	-	○
		デジタルインフラ初期費用 (3,300円(税込))	-	-	○
		売上情報(A8700)端末設置に伴う配線工事及び設置費用 (約110,000円(税込))	-	-	○
	イオンモール入店に伴う各種使用料及び経費 ※月額	従業員ロッカー使用料 (1台 1,100円(税込))	-	-	○
		売上情報(A8700)端末使用料 (1台 8,800円(税込))	-	-	○
		デジタルインフラ利用料 (1台 1,650円(税込))	-	-	○
		入金機・両替機使用料 (11,000円(税込))	-	-	○
		従業員駐車場 (1台 7,700円(税込))	-	-	○
アクティブゾーン	テナント賃借料 ※賃料発生なし		-	-	-
	修繕費及び補修等		○	-	-
	光熱水費		○	-	-
	遊具点検費(専門業者による点検委託)		○	-	-
クラフトゾーン	テナント賃借料		-	○	-
	修繕費及び補修等	1件あたり20万円以上(税込)	-	○	-
		1件あたり20万円未満(税込)	-	-	○
	光熱水費		-	-	○
	設備等点検費		-	-	○